

## IV.作業環境測定基準の概要

表1 作業環境測定基準(測定・分析方法)(1)

測定の種類	事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
				① エックス線回折分析方法 ② 重量分析方法
	鉍物性粉じん中の遊離けい酸の含有率			
	鉍物性粉じん	① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50cm以上150cm以下の位置とすること。(A測定)ただし、単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、6mを越える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。	① 分粒装置を用いるろ過捕集方法 ② 相対濃度指示方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	重量分析方法 かっこ書きは重量分析方法
	石綿	② 測定点は単位作業場所について5以上とすること。	ろ過捕集方法	計数方法
	特定化学物質	ただし、単位作業場所が著しく狭い場所であって、当該単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、この限りではない。 ③ 測定は、作業が定常的に行われている時間に行うこと。 ④ 測定対象物質の発散源に接近する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、A測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。(B測定)	① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法、ろ過捕集方法または同等以上の方法が定められている。 ② アクリロニトリル、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、クロロホルム、シアン化水素、四塩化炭素、臭化メチル、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、弗化水素、ベンゼン、ホルムアルデヒド、硫化水素については妨害物質のない場合に限り検知管方式またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法。 ③ ②の物質または②に掲げる物質以外の特別有機溶剤については、許可単位作業場所では、検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、蛍光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ方法、原子吸光分析方法、誘導結合プラズマ質量分析方法、重量分析方法または同等以上の方法が定められている。
	鉛	⑤ 1の測定点における試料空気の採取時間は、10分間以上継続した時間とすること。	ろ過捕集方法または同等以上の方法	吸光光度分析方法、若しくは原子吸光分析方法またはこれと同等以上の性能を有する分析方法
	有機溶剤		① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または同等以上の方法が定められている。 ② アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロホルム、酢酸イソブチル (次ページへ続く)	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法または同等以上の方法が定められている。

表1 作業環境測定基準(測定・分析方法)(2)

測定の種類		事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
有機溶剤			ただし、相対濃度指示方法、直接捕集方法または検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法による試料空気の採取については、この限りではない。	(前ページより)、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、シクロヘキサノン、1,2-ジクロロエチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラヒドロピラン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、2-ブタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノンについては、妨害物質のない場合に限り検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法。  ② ③ の物質またはクロロホルム、四塩化炭素、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンを主成分とする混合有機溶剤については、許可単位作業場所では、検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	
電離放射線	放射性物質	粒子状	単位作業場所について、測定を行うこと。	液体捕集方法またはろ過捕集方法	① 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法等のうち、当該放射性物質の濃度の測定に最も適した方法  ② 放射化学分析方法 ③ 蛍光光度分析方法(気中ウラン濃度に限る。)
		ガス状		液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または冷却凝縮捕集方法	
	外部放射線による線量当量率	タペ線 子中性 ガンマ線または	単位作業場所について、測定を行うこと。	70マイクロメートル線量当量率または70マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの 1センチメートル線量当量率または1センチメートル線量当量を適切に測定できるもの 1センチメートル線量当量率もしくは1センチメートル線量当量または70マイクロメートル線量当量率若しくは70マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの	
気温・湿度等	気温および湿度		測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央の床上50cm以上150cm以下の位置に、1以上とすること。	0.5度目盛のアスマン通風乾湿計	
	ふく射熱		熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。	0.5度目盛の黒球寒暖計	
騒音			① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120cm以上150cm以下の位置(次ページへ続く)	① 等価騒音レベルを測定できるものであること。 ② 周波数補正回路のA特性を使用すること。	

表1 作業環境測定基準(測定・分析方法)(3)

測定の種類		事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
騒音			<p>(設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。)とすること。この場合において測定点は、単位作業場所について5以上となるようにすること。(A測定)</p> <p>② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う。(B測定)</p> <p>③ 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分間以上継続した時間とすること。</p>		
坑内における測定	C O <sub>2</sub> 濃度		測定点は、坑内における切羽と坑口の中間の位置及び切羽に、それぞれ1以上とすること。	検知管方式による炭酸ガス検定器	
	気温			0.5度目盛の温度計	
建築物の室における測定	C Oの含有率	① 測定点は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に1以上とすること。	② 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。	検知管方式による一酸化炭素検定器	
	C O <sub>2</sub> の含有率			検知管方式による炭酸ガス検定器	
	室温および外気温			0.5度目盛の温度計	
	相対湿度			0.5度目盛の乾湿球の湿度計	
酸素			測定点は、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。	酸素計または検知管方式による酸素検定器	
硫化水素				検知管方式による硫化水素検定器	

表2 管理濃度(1)

物の種類	管理濃度(温度25度、1気圧の空気中での濃度)
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = 3.0 / (1.19Q + 1)$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E:管理濃度(mg/m <sup>3</sup> ) Q:当該粉じんの遊離けい酸含有率(%)
アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	2ppm
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)	水銀として 0.01mg/m <sup>3</sup>
エチルベンゼン	20ppm
エチレンイミン	0.05ppm
エチレンオキシド	1ppm
塩化ビニル	2ppm
塩素	0.5ppm
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>
オルト-トルイジン	1ppm
オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
クロロホルム	3ppm
五酸化バナジウム	バナジウムとして 0.03mg/m <sup>3</sup>
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして 0.02mg/m <sup>3</sup>
コールタール	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m <sup>3</sup>
酸化プロピレン	2ppm
三酸化二アンチモン	アンチモンとして 0.1mg/m <sup>3</sup>
シアン化カリウム	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
シアン化水素	3ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
四塩化炭素	5ppm
1,4-ジオキサン	10ppm
1,2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)	10ppm
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>
1,2-ジクロロプロパン	1ppm
ジクロロメタン(二塩化メチレン)	50ppm
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	0.1mg/m <sup>3</sup>
1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
臭化メチル	1ppm
重クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	水銀として 0.025mg/m <sup>3</sup>
スチレン	20ppm
1,1,2,2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)	1ppm
テトラクロロエチレン(パークロロエチレン)	25ppm
トリクロロエチレン	10ppm
トリレンジイソシアネート	0.005ppm
ナフタレン	10ppm
ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして 0.1mg/m <sup>3</sup>
ニッケルカルボニル	0.001ppm
ニトログリコール	0.05ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m <sup>3</sup>
砒素及びその化合物(アルシン及び砒化カリウムを除く。)	砒素として 0.003mg/m <sup>3</sup>
弗化水素	0.5ppm
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm

表2 管理濃度(2)

物の種類	管理濃度(温度25度、1気圧の空気中での濃度)
ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0.001mg/m <sup>3</sup>
ベンゼン	1ppm
ベンゾトリクロリド	0.05ppm
ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして 0.5mg/m <sup>3</sup>
ホルムアルデヒド	0.1ppm
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.05mg/m <sup>3</sup> (吸入性)
メチルイソブチルケトン	20ppm
沃化メチル	2ppm
リフラクトリセラミックファイバー	5 μm以上の繊維として 0.3本/cm <sup>3</sup>
硫化水素	1ppm
硫酸ジメチル	0.1ppm
石綿	5 μm以上の繊維として 0.15本/cm <sup>3</sup>
鉛及びその化合物	鉛として 0.05mg/m <sup>3</sup>
アセトン	500ppm
イソブチルアルコール	50ppm
イソプロピルアルコール	200ppm
イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール)	100ppm
エチルエーテル	400ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(ブチルセロソルブ)	25ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
オルト-ジクロルベンゼン	25ppm
キシレン	50ppm
クレゾール	5ppm
クロルベンゼン	10ppm
酢酸イソブチル	150ppm
酢酸イソプロピル	100ppm
酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)	50ppm
酢酸エチル	200ppm
酢酸ノルマルブチル	150ppm
酢酸ノルマルプロピル	200ppm
酢酸ノルマルペンチル(酢酸ノルマルアミル)	50ppm
酢酸メチル	200ppm
シクロヘキサノール	25ppm
シクロヘキサノン	20ppm
1,2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン)	150ppm
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
テトラヒドロフラン	50ppm
1,1,1-トリクロルエタン	200ppm
トルエン	20ppm
二硫化炭素	1ppm
ノルマルヘキサン	40ppm
1-ブタノール	25ppm
2-ブタノール	100ppm
メタノール	200ppm
メチルエチルケトン	200ppm
メチルシクロヘキサノール	50ppm
メチルシクロヘキサノン	50ppm
メチルノルマルブチルケトン	5ppm

表3 粉じん障害防止規則

規制内容等 粉じん作業		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	粉 じ ん 濃 度 の 測 定	除 じ ん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	清 掃	作 業 環 境 測 定 及 び 評 価	呼 吸 用 保 護 具	計 画 の 届 出	
		湿 式 衝 撃 式 削 岩 機	湿 潤 な 状 態 に 保 つ た め の 設 備	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	プ ン シ ュ プ ル 型 換 気 装 置											
粉じん則条文		4					5	6 6の2	6の3	10	22	23	24	26 26の2	27	安 衛 則	
粉じん作業（規則別表第二）	特定粉じん作業 （規則別表第二）	屋内			△	△	○	△			△	○	○	○		△	
		坑内		△ 1号 のみ	○	△ 2号 のみ				○		○	○				
	特定粉じん以外の粉じん作業 （規則別表第三）	呼吸用保護具を使用すべき作業	坑外	屋内						○			○	○		○	
			坑外	屋外									○			○	
		坑内								○	○		○			○	
		内タンク等											○			○	
	その他の作業	坑外	屋内						○				○	○			
			坑外	屋外									○				
		坑内								○	○		○				

(注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。  
 2 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については電動ファン付き呼吸用保護具を使用するよう定められている。  
 3 計画の届出は、△印以外にも場合により適用になることがある。

表4 有機溶剤中毒予防規則

規制内容等		物質	有機則条文	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等	
設 備	の等の屋 場のうち 内作業場 所内作業 部以外等	密閉装置	5	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか		
		局所排気装置					
		プッシュプル型換気装置					
		全体換気装置		×	×		
	タンク等 の内部	吹付け作 業	密閉装置	6-① 6-②	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
			全体換気装置		×	×	
		の吹付け 作業以外	密閉装置	6-① 6-②	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
			全体換気装置		×	×	
管 理	作業主任者の選任		19	○	○	○	
	定期自主検査及びその記録		20、20の2、21	○	○	○	
	点検		22	○	○	○	
	補修		23	○	○	○	
	掲示		24	○	○	○	
測 定	区分表示		25	○赤	○黄	○青	
	測定、評価及びその記録		28、28の2	○	○	×	
そ の 他	健康診断		29	○	○	○(タンク等の内部に限る)	
	貯蔵		35	○	○	○	
	空容器の処理		36	○	○	○	
	計画の届出		安衛則	○	○	○	
	表示(法57)		法57	○	○	○	

● 有機溶剤: 令別表第6の2の有機溶剤

● 有機溶剤等: 有機溶剤または有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の混合物で、有機溶剤を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもの)

1 第1種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 1 1, 2-ジクロロエチレン 2 二硫化炭素

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの

2 第2種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 1 アセトン 2 イソブチルアルコール 3 イソプロピルアルコール 4 イソペンチルアルコール 5 エチルエーテル 6 エチレ

ングリコールモノエチルエーテル 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート 8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル

9 エチレングリコールモノメチルエーテル 10 オルト-ジクロロベンゼン 11 キシレン 12 クレゾール 13 クロルベンゼン 14 酢酸イソブチル

15 酢酸イソプロピル 16 酢酸イソペンチル 17 酢酸エチル 18 酢酸ノルマルブチル 19 酢酸ノルマルプロピル 20 酢酸ノルマルペン

チル 21 酢酸メチル 22 シクロヘキサノール 23 シクロヘキサン 24 N, N-ジメチルホルムアミド 25 テトラヒドロフラン 26 1,1,1-トリクロル

エタン 27 トルエン 28 ノルマルヘキサン 29 1-ブタノール 30 2-ブタノール 31 メタノール 32 メチルエチルケトン 33 メチルシクロヘキ

サノール 34 メチルシクロヘキサン 35 メチルノルマルブチルケトン

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物または1の①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもので1の③以外のもの

3 第3種有機溶剤等

有機溶剤等のうち第1種有機溶剤等及び第2種有機溶剤等以外のもの

1 ガソリン 2 コールタールナフサ 3 石油エーテル 4 石油ナフサ 5 石油ベンジン 6 テレピン油 7 ミネラルスピリット

表5 特定化学物質予防規則(1)

法令		令区分		1		2		3		4		5		6		7		8		1		2		3		4		5		6			
				黄りんマツチ	その塩	ベンジン及びその塩	四アミノジフェニル	石綿(石綿分析用試料等を除く)	四ニトロジフェニル	エーテル	ビス(クロロメチル)	ペーテナフチルアミン	ベンゼンゴムのり	ジクロルベンジン	及びその塩	アルファ、ナフチルアミン	及びその塩	塩素化ビフェニル(PCB)	オルトトリジン	及びその塩	ジアニジン及びその塩	ベリリウム及びその化合物											
区分	特定化学物質	禁止物質		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第1類物質	特定第2類物質																														
			エチルベンゼン等																														
			オーラミン等																														
		管理第2類物質																															
第3類物質	第3類物質等																																
	特別管理物質																																
労働安全衛生法	55	製造等の禁止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	56	製造の許可																															
	57	表示																															
	59	労働衛生教育(雇入れ時)																															
	67	健康管理手帳	対象要件		○		○				○		○		○		○																
				3ヵ月		(注)6				3年		3ヵ月																	3ヵ月	(注)4			
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式																														
			局排																														
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル																														
			密閉式																														
	7	局排の性能	局排																			制	制	0.01 mg	制	制	0.001 mg						
			性能																														
	9~12	用後処理装置の設備	除じん																														
			排ガス																														
	12の2	ぼろ等の処理	排液																														
			残さい物処理																														
	第4章	漏えいの防止																															
	21	床の構造																															
	24	立入り禁止の措置																															
	25	容器等																															
	27	特定化学物質作業主任者の選任																															
	36	作業環境の測定	実施																														
			記録の保存																														
	36の2	作業環境測定の結果の評価	実施																														
			記録の保存																														
	管理濃度																																
37	休憩室																																
38	洗浄設備																																
38の2	飲食等の禁止																																
38の3	掲示																																
38の4	作業記録																																
第5章の2	特別規制																																
39・40	健康診断	雇入、定期		○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		配転後																															
	記録の保存																																
42	緊急診断																																
53	記録の報告																																

(注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。  
 2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」(空気1m<sup>3</sup>当たりにおける重量、容積)を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/s、粒子状の物質は1.0m/sである。  
 3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。



表5 特定化学物質予防規則(2)

7	1	2	3	3の2	3の3	4	5	6	7	8	8の2	9	10	11	11の2	12	13	13の2	14	15			
ベンゾトリクロリド	アクリルアミド	アクリロニトリル	アルキル水銀化合物	インジウム化合物	エチルベンゼン	エチレンイミン	エチレンオキシド	塩化ビニル	塩素	オーラミン	オルトートルイジン	オルトーフタジロニトリル	カドミウム及びその化合物	クロム酸及びその塩	クロロホルム	クロロメチルメチルエーテル	五酸化バナジウム	その無機化合物	コバルト及び	コaltarル	酸化プロピレン		
○	○	○			○	○	○	○	○		○				○						○		
					○					○					○								
			○	○								○	○	○			○	○	○				
	○	○				○	○	○	○		○					○					○		
○				○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					○		
○																							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○								○			○			○							○		
3年								4年			5年			4年							5年		
○	○	○			第38条の8により有機則の適用	○	○	○	○	○	○				第38条の8により有機則の適用	○					○		
	○	○				○	○	○	○	○	○						○						○
	○	○				○	○	○	○	○	○						○						○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
0.05 cm <sup>3</sup>	0.1 mg	2 cm <sup>3</sup>	0.01 mg	制		0.05 cm <sup>3</sup>	1.8mg又は1cm <sup>3</sup>	2 cm <sup>3</sup>	0.5 cm <sup>3</sup>	制	1 cm <sup>3</sup>	0.01 mg	0.05 mg	0.05 mg		制	0.03 mg	0.02 mg	0.2 mg	2 cm <sup>3</sup>			
	○			○						○			○	○			○	○	○				
				○																			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	3	3	3	30	30	30	30	30	3	30	30	3	3	3,30	30	30	3	30	30	30			
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○		○		○	○	○	○	○		
30	3	3	3		30	30	30	30	3		30		3	3,30	30		3	30	30	30			
0.05 ppm	0.1 mg/m <sup>3</sup>	2 ppm	0.01 mg/m <sup>3</sup>		20 ppm	0.5 ppm	1 ppm	2 ppm	0.5 ppm		1 ppm	0.01 mg/m <sup>3</sup>	0.05 mg/m <sup>3</sup>	0.05 mg/m <sup>3</sup>	3 ppm		0.03 mg/m <sup>3</sup>	0.02 mg/m <sup>3</sup>	0.2mg/m <sup>3</sup> ベンゼン可溶性成分	2 ppm			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○				○	有機則		○								有機則						○		
○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○				○	○	○		○			○				○						○		
30	5	5	5	30	30	30	5	30	5	30	30	5	5	30	30	30	5	30	30	30			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

(注) 4 両肺野にベリウムによるび慢性の結節性陰影があること。  
 5 健康診断の○印は6カ月以内ごとに1回行う。ただし\*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

表5 特定化学物質予防規則(3)

法令		令区分	15の2	16	17	18	18の2	18の3	18の4	19	19の2	19の3	19の4	19の5	20	21	22		
区分		規制内容	三酸化ニアンチモン	シアン化カリウム	シアン化水素	シアン化ナトリウム	四塩化炭素	1,4-ジオキサン	エタン, 1,2-ジクロロエタン	3,3'-ジクロロロ1,4,4',4'-ジアミノジフェニルメタン	1,2-ジクロロプロパン	ジクロロメタン	ジメチル1,2,2-ジクロロビニルホスフェイト	1,1-ジメチルヒドランジン	臭化メチル	重クロム酸及びその塩	水銀及びその無機化合物		
労働安全衛生法	55	製造等の禁止																	
	56	製造の許可																	
	57	表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	59	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	67	健康管理手帳									○						○		
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式		○					○	第38条の8により有機則の適用		○	○	○				
			局排		○				○	○		○	○						
			プッシュプル		○				○	○		○	○						
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○	
			局排	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○	
	7	局排の性能	アンチモンとして0.1mg	3mg	3cm <sup>3</sup>	3mg				0.005mg				0.1mg	0.01cm <sup>3</sup>	1cm <sup>3</sup>	0.05mg	0.025mg	
			除じん	○	○	○	○				○							○	○
	9~12	用後処理装置の設備	排ガス																
			排液		○		○												
			残さい物処理																
	12の2	ぼろ等の処理	○	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	
	第4章	漏えいの防止																	
	21	床の構造	○	○	○	○				○				○	○	○	○	○	
	24	立入り禁止の措置	○	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	
	25	容器等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27	特定化学物質作業主任者の選任	○	○	○	○	有	有	有	○	有	有	○	○	○	○	○	○	
	36	作業環境の測定	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			記録の保存	30	3	3	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	3	3,30	3
	36の2	作業環境測定の結果の評価	実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			記録の保存	30	3	3	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	3	3,30	3
	37	休憩室	管理濃度	アンチモンとして0.1mg	3mg/m <sup>3</sup>	3ppm	3mg/m <sup>3</sup>	5ppm	10ppm	10ppm	0.005mg/m <sup>3</sup>	1ppm	50ppm	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.01ppm	1ppm	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.025mg/m <sup>3</sup>	
			○	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	
	38	洗浄設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38の2	飲食等の禁止	○	○	○	○				○	○			○	○	○	○	○	
38の3	掲示	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
38の4	作業記録	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第5章の2	特別規制	○	○					有機則			有機則				○				
39・40	健康診断	雇入、定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		配転後	○							○	○	○	○	○	○	○	○		
42	緊急診断	記録の保存	30	5	5	5	30	30	30	30	30	30	30	30	5	30	5		
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
53	記録の報告	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○		

(注) 6 ①両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること(これについては、石綿を製造し、または取り扱う業務以外の周辺業務の場合も含む)。②石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修、除去の作業、石綿等の吹付け作業または石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。③石綿等を取り扱う作業(②の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。

表5 特定化学物質予防規則(4)

20の2	20の3	20の4	20の5	23	23の2	23の3	24	25	26	27	27の2	28	29	30	31	31の2	32	33	33の2	34	34の2		
スチレン	1・1・2・2・1-テトラクロロエタン	テトラクロロレチレン	トリクロロエチレン	トリレンジイソシアネート	ナフタレン	ニッケル化合物	ニッケルカルボニル	ニトログリコール	パラジメチルアミノベンゼン	パラニトロクロロール	砒素及びその化合物	弗化水素	ベータープロピオラクトン	ベンゼン	ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩	ホルムアルデヒド	マゼンダ	マンガン及びその化合物	メチルイソブチルケトン	沃化メチル	リフラクトリーセラミックファイバー		
				○	○		○		○	○		○	○	○		○				○			
○	○	○	○														○						
																	○						
																		○					
				○			○		○			○	○	○		○				○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
											5年												
第38条の8により有機物の適用				○	○		○		○	○		○	○	○		○	○		第38条の8により有機物の適用	○			
				○	○		○		○	○	○		○	○	○		○	○			○		
				○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○		○	
				○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○		○	
				○	○		○		○	○	○	○		○	○	○		○		○		○	
				0.005 cm <sup>3</sup>	10 cm <sup>3</sup>	0.1 mg	0.007mg 又は 0.001cm <sup>3</sup>	0.05 cm <sup>3</sup>	制	0.6 mg	0.003 mg	0.5 cm <sup>3</sup>	0.5 cm <sup>3</sup>	1 cm <sup>3</sup>	0.5 mg	0.1 cm <sup>3</sup>	制	0.2 mg		2 cm <sup>3</sup>	0.3本 /cm <sup>3</sup>		
				○		○			○						○						○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	30	30	30	3	30	30	30	3	30	3	30	3	30	30	3	30	30	3	30	3	30		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	30	30	30	3	30	30	30	3		3	30	3	30	30	3	30		3	30	3	30		
20 ppm	1 ppm	25 ppm	10 ppm	0.005 ppm	10 ppm	0.1 mg/m <sup>3</sup>	0.001 ppm	0.05 ppm		0.6 mg/m <sup>3</sup>	0.03 mg/m <sup>3</sup>	0.5 ppm	0.5 ppm	1 ppm	0.5 mg/m <sup>3</sup>	0.1 ppm		0.05 mg/m <sup>3</sup>	20 ppm	2 ppm	0.3 f/m <sup>3</sup>		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
有	有	有	有					○						○					有		○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	*	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	30	30	30	5	30	30	30	5	30	5	30	5	30	30	5	5	30	5	30	5	30		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

(注) 7 屋内作業場等における印刷機その他の設備の清掃業務に3年以上従事した経験を有すること。  
 8 \*のエチレンオキsid、ホルムアルデヒドについては特化則健康診断はないが、安衛則45条に基づき一般定期健康診断を6カ月以内ごとに1回行う必要あり。  
 9 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン、コバルト及びその無機化合物、酸化プロピレン、1・2-ジクロロプロパン、ジメチル-2-ジクロロビニルホスフェイト、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーは、作業の種類によって適用除外の規定がある。

表5 特定化学物質予防規則(5)

法令	区分	規制内容	令区分								その他									
			35 硫化水素	36 硫酸ジメチル	1 アンモニア	2 一酸化炭素	3 塩化水素	4 硝酸	5 二酸化硫黄	6 フェノール	7 ホスゲン	8 硫酸	ア クロ レ イ ン	硫 化 ナ ト リ ウ ム	1, 3 - ブ タ ジ エ ン	1, 4 - ジ ク ロ ロ 1 2 1	硫 酸 ジ エ チ ル	1, 3 - イ ソ プ ラ ン ス ト ン		
労働安全衛生法	特定化学物質	禁止物質																		
		第1類物質																		
		特定第2類物質	○	○																
		エチルベンゼン等																		
		オーラミン等																		
特定化学物質	第3類物質			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	第3類物質等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	特別管理物質																			
	製造等の禁止																			
	製造の許可																			
特定化学物質障害予防規則	55	製造等の禁止																		
	56	製造の許可																		
	57	表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	59	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	67	健康管理手帳																		
	特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																	
		4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○	○														◆
			局排設備	プッシュプル	○	○														
		5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式	○	○														◆
			局排設備	プッシュプル	○	○														◆
		7	局排の性能	1 cm <sup>3</sup>	0.1 cm <sup>3</sup>											制	0.005 cm <sup>3</sup>	制		
		9~12	用後処理装置の設備	除じん																
			排ガス	排液	○	○										○				
		12の2	ぼろ等の処理	残さい物処理	○	○														◆
			漏えいの防止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					一部◆
		21	床の構造		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
		24	立入り禁止の措置		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
		25	容器等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
		27	特定化学物質作業主任者の選任		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		36	作業環境の測定	実施	○	○														
記録の保存				3	3															
36の2		作業環境測定の結果の評価	実施	○	○															
		記録の保存		3	3															
37		管理濃度	1 ppm	0.1 ppm																
		休憩室		○	○															
38	洗浄設備		○	○																
38の2	飲食等の禁止		○	○																
38の3	掲																	◆		
38の4	作業記録																	◆		
第5章の2	特別規制																	◆		
	健康診断	雇入、定期	○	○																
39・40	健康診断	配転後																		
	記録の保存		5	5																
42	緊急診断		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
53	記録の報告																	◆		

(注) 10 「特定化学物質作業主任者の選任」の欄の「有」は有機溶剤作業主任者講習を修了した者から選任する。

11 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定(特化則第38条の17~第38条の19)で定めていることを示す。

表6 石綿障害予防規則

条文	対象作業  規制内容	石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業							解体等以外の石綿取扱い作業	吹付石綿等の近傍での臨時作業 (10条の2)
		①石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業				②耐火被覆材等注1(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)の除去の作業		作③業 ①②以外の建材の除去の		
		耐火建築物の除去	その他の除去	のその作業の除去	みの取り込み等	の切断等を伴う除去の	の切断等を伴わない除去の			
3	事前調査/結果の揭示	○	○	○	○	○	○	○		
4	作業計画	○	○	○	○	○	○	○		
5	作業の届出		○	○	○	○	○			
90(安衛則)	計画の届出	○								
6	吹付け石綿除去等の作業場所の隔離等の措置	○	○	○			○			
7	保温材等除去時の作業以外立入禁止/表示				○		○			
8	請負人への石綿使用状況の通知	○	○	○	○	○	○	○		
9	注文者の発注条件に対する配慮	○	○	○	○	○	○	○		
13	湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	呼吸用保護具及び作業衣等の使用	○注3	○注3	○	○	○	○	○	○	○
15	関係者以外の立入禁止/表示	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 20	石綿作業主任者の選任/職務	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	特別の教育の実施	○	○	○	○	○	○	○		
33 34	喫煙等の禁止/揭示	○	○	○	○	○	○	○	○	
35	作業の記録 注4	○	○	○	○	○	○	○	○	
40 ~ 43	健康診断の実施/記録/報告 注4, 5	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	保護具等の作業場外への持ち出し禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれる。

2 石綿粉じんが発散し、労働者がばく露するおそれがあるとして石綿則10条第1項に基づき行う吹付け石綿等の封じ込め、囲い込みの作業

3 呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。

4 常時作業の場合。記録は、従事しなくなってから40年間保存。

5 報告は定期に実施したものに限定。

※ 石綿則の改正についてはⅧ.その3.参照。

表7 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 作業	鉛則1条							令別表4第8	令別表4第9	令別表4第10	令別表4第11	鉛則1条					令別表4第17	鉛則1条ワ	
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト					チ	リ	ヌ	ル	ヲ			
		鉛の製錬、精錬	銅等の製錬、精錬	鉛蓄電池	電線等	鉛合金等	鉛化合物	鉛ライニング					落含鉛塗料の落し等	鉛装置内業務	鉛装置の解体	転写紙	含鉛塗料等			はんだ付け
局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置	焙焼	◎																		
	焼結	◎																		
	溶鋳	◎	◎																	
	転炉		◎																	
	溶融	●	◎	●	○	●	●	○					◎				●			
	鑄造(込)	●		●		●	●						○							
	焼成	◎	◎					◎												
	粉碎	●	●	●			●						●							
	破砕	●						○		○										
	混合	●	●	●			●						●							
	ふるい分け	●	●	●			●						●							
	容器詰め	●	●	●			●													
	加工			○		○														
	組立て			○																
	溶接			○		○		○	○		○									
	溶断			○		○		○	○		○									
	切断			○		○														
	練粉			●			●						●							
	煨焼						◎													
	攪拌						●													
溶着												○								
溶射												○								
蒸着												○								
仕上げ												●								
加熱									○											
圧延									○											
粉まき等												●								
はんだ付け															○*					
施釉															○					
絵付け															○					
作業主任者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*										
測定および評価	*	*	*	*	*	*	*	*		*								*		
健康診断	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	②	②	②	①	②	①	

(注)1 ◎印は、当該装置及び当該装置に設置を規定した局所排気装置またはプッシュプル型換気装置に用後処理装置(用後処理装置とは、排気・排液に含まれる有害物を取り除く装置を言い、除じん装置等が該当する)の設置を規定しているもの。  
 2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置及び用後処理装置の設置を規定しているもの。  
 3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置及び用後処理装置の設置を規定しているもの。(但し、はんだ付業務\*については全体換気装置も可)。  
 4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。  
 5 健康診断については、①は6カ月以内ごとに1回、②は1年以内ごとに1回定期に実施する必要があることを示したものである。

表8 電離放射線障害予防規則(1)

項目	対象業務	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱い業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射性物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	燃料物質等取扱業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱い業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注) 4
			医療用	工業用等												
放射線障害防止の基本原則	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定義等	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
管理区域の明示等	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○注1	○	○	○
施設等における線量の限度	3の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従事者の被ばく限度(実効線量)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従事者の被ばく限度(等価線量)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射線業務従事者の被ばく限度(妊娠中)	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
緊急作業時における被ばく限度	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例緊急被ばく限度	7の2									○	○			○		
特例緊急被ばく限度	7の3									○	○			○		
線量の測定	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定結果の確認、記録等	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照射筒等の使用	10	○	○													
ろ過板の使用	11	○	○													
間接撮影の時の措置	12	○	○													
透視時の措置	13	○	○													
標識の掲示	14			○		○	○									
放射線装置室	15	○	○	○	○	○	○									
警報装置等の設置	17	○	○	○	○	○	○									
線源付近の立入禁止	18	○	○				○	○								○
透過写真の撮影時の措置等	18の2	○	○					○								
放射線源の取出し等	18の3							○								
放射線源の取出し等	18の4							○								
定期自主検査	18の5							○								
定期自主検査	18の6							○								
定期自主検査の記録	18の7							○								
点検	18の8							○								
補修等	18の9							○								
放射線源の収納	18の10						○	○								
放射線源の点検等	19						○	○								
放射性物質取扱作業室	22								○	○	○			○		
放射性物質取扱作業室の構造等	23								○	○	○			○		
空気中の放射性物質の濃度	24														○	
空気中の放射性物質の濃度	25								○				○注1	○		
飛散防止設備等の設置	26								○	○	○		○注1	○		
放射性物質の取扱用具	27								○	○	○		○注1	○		
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28								○	○	○		○注1,2	○		

\*計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合。

(注)1 第41条の9の規定による準用。条文によっては「放射性物質」を「事故由来廃棄物等」に、「放射性物質取扱作業室」を「事故由来廃棄物等取扱施設」に読み替える等の読み替え規定あり。

表8 電離放射線障害予防規則(2)

項目	対象業務	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱い業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射線物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	放射線物質等取扱業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱い業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注) 4
			医療用	工業用等												
放射性物質取扱作業室内の汚染検査等		29							○	○	○	○注1	○			
汚染除去用具等の汚染検査		30							○	○	○	○注1	○			
退去者の汚染検査		31							○	○	○	○注1,2	○			○
持出し物品の汚染検査		32							○	○	○	○注1,2	○			○
貯蔵施設		33							○	○	○	○注1	○			○
排気または排液の施設		34							○	○	○	○注1	○			○
焼却炉		35							○	○	○	○注1,2	○			○
保管廃棄施設		36							○	○	○		○			○
容器		37							○	○	○	○注1,3	○			
呼吸用保護具		38							○	○	○	○注1	○			○
保護衣類、履物等		39							○	○	○	○注1	○			○
作業衣		40							○	○	○	○注1	○			
保護具等の汚染除去		41							○	○	○	○注1	○			○
喫煙等の禁止		41の2							○	○	○	○注1	○	○	○	○
事故由来廃棄物等処分手業場の境界の明示		41の3											○			
事故由来廃棄物等処分取扱施設		41の4											○			
事故由来廃棄物等処分取扱施設の構造等		41の5											○注3			
破砕等設備		41の6											○			○
ベルトコンベア等の運搬設備		41の7											○			○
埋立施設		41の8											○			○
準用(読替え規定)		41の9											○注1			
除染特別地域等における特例		41の10											○注2,3			
加工施設等における作業規程		41の11								○						
原子炉施設における作業規程		41の12									○					
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業規程		41の13											○			
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出		41の14											○			
事故時の退避		42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する報告		43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
診察等		44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する測定及び記録		45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の選任		46		○		○										
エックス線作業主任者の職務		47		○		○										
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任		52の2						○								

(注)2 第41条の10第2項により、除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合の特例あり。



表8 電離放射線障害予防規則(3)

項目	対象業務	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱い業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射性物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱い業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱い業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注)4
			医療用	工業用等											
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務		52の3						○							
透過写真撮影作業者の特別の教育		52の5		○				○							
加工施設において核燃料物質等取扱い業務に係る特別の教育		52の6							○						
原子炉施設において核燃料物質等取扱い業務に係る特別の教育		52の7								○			△		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育		52の8									○				
特例緊急作業に係る特別教育		52の9							○	○			○		
作業環境測定を行うべき作業場		53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量当量率等の測定等		54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射性物質の濃度の測定		55						○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の実施		56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の実施		56の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の実施		56の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の記録		57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果についての医師からの意見聴取		57の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断の結果の通知		57の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断結果報告		58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断等に基づく措置		59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出		59の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業実施状況報告		59の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
測定器の備付け		60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透過写真撮影用ガンマ線照射による作業の届出		61						○							
記録等の引渡し		61の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整		61の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配置替えの際の健康診断みなし規定		61の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)3 第41条の10第1項により、除染特別地域等における除去土壌の埋立において、第41条の10第1項の要件に該当する場合は、第41条の9において準用する第37条(第4項を除く)および第41条の5の規定は適用されない。

4 第62条の規定により、放射線業務を行う事業場内において、放射線業務以外の業務を行う事業の事業者及び労働者に準用するもの。

表9 事務所衛生基準規則(1)

項目		事務所則	基準	備考		
事務所 の 環境 管理	空気 環境	気積	2	10m <sup>3</sup> /人以上とすること	定員により計算すること	
		窓その他の開口部	3①	最大解放部分の面積を床面積の20分の1以上とすること	20分の1未満のとき換気設備を設けること	
		室内空気 の 環境基準	一酸化炭素	3②	50ppm以下とする	検知管等により測定すること
			二酸化炭素		0.5%以下とすること	検知管等により測定すること
		温度	10℃以下のとき	4①	暖房等の措置を行うこと	
			冷房実施のとき	4②	外気温より著しく低くしないこと	
		機空 械気 換調 気和 設設 備備 また は	浮遊粉じん(約10μm以下)	5①	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
			一酸化炭素		10ppm以下とする	検知管・電子機器等により測定。
			二酸化炭素		0.1%以下とすること	検知管・電子機器等により測定。
			ホルムアルデヒド		0.1mg/m <sup>3</sup> 以下とすること	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定すること
		空気調和設備	気流	5②	0.5m/s以下とすること	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること
			気温	5③	18℃以上28℃以下	0.5度目盛の温度計により測定すること
		相対湿度			40%以上70%以下になるように努めること	0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)
		作業環境測定 (安衛法施行令第21条第5号の室)	7	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2カ月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3~5月)または秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること	
		ホルムアルデヒド	7の2	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること	
燃焼器具	室等の換気	6①	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること			
	器具の点検	6②	異常の有無の点検を毎日行うこと			
	室内空気 の 環境基準	一酸化炭素	6③	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること	
		二酸化炭素		0.5%以下とすること	検知管等により測定すること	

表9 事務所衛生基準規則(2)

項 目			事務所則	基準	備考	
事務室の環境管理	空気調和設備	冷却塔	水質	9の2	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1カ月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加湿装置	水質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点検		使用開始時、使用を開始した後、1カ月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1カ月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
	空気調和設備の排水受け	点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1カ月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)		
	機械による換気のための設備の点検			9	初めて使用するとき、分解して改造、修理したとき及び2カ月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
	採光・照明	照度	一般的な事務作業	10	300ルクス以上とすること	※個々の事務作業に応じた適切な照度については、JIS Z9110「照明基準総則」等の基準を参照する。
			付随的な事務作業		150ルクス以上とすること	
採光・照明の方法		①明暗の対照を少なくすること (局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約10分の1以上が望ましい			
照明設備の点検		②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい			
の騒音防止等伝ば	タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		12	①作業室を専用室とすること		
				②専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ天井及び隔壁とすること		

表9 事務所衛生基準規則(3)

項 目			事務所則	基準	備考		
清	給 水	水質基準		13	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	地方公共団体等の行う検査によること	
		給水せんに おける水に 含まれる残 留塩素	通常		遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること		
			汚染等の場合		遊離残留塩素の場合0.2ppm以上とすること		
						結合残留塩素の場合0.4ppm以上とすること	
						結合残留塩素の場合1.5ppm以上とすること	
	排水設備		14	汚水の漏出防止のための補修及びそうじを行うこと			
	清掃 等 の 実 施	大掃除		15	6カ月以内ごとに1回、定期的に、統一的去る		
		ね ず み 等  昆 虫	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査		6カ月以内ごとに1回、定期的に、統一的去る	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること	
			殺そ剤、殺虫剤		医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を受けた医療品または医薬部外品を用いること		
	廃棄物		16	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること			
掃	便 所	区 分	17	男性用と女性用に分けること	清潔に保ち、汚物を適当に処理すること。 ①同時に就業する労働者が常時10人以内である場合は、例外として男性用・女性用に区別しない独立個室型の便所を設ける事で足りる。 ②男性用・女性用に区別した便所を設置した上で独立個室型便所を設置する場合は、同時に就業する労働者の数について、独立個室型便所1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることができる。		
		男性用大便所		60人以内ごとに1個以上とすること			
		男性用小便所		30人以内ごとに1個以上とすること			
		女性用便所		20人以内ごとに1個以上とすること			
		便 池		汚物が土中に浸透しない構造とすること			
		手洗い設備		流出する清浄な水を十分に供給すること			
洗 面		18	洗面設備を設けること				
被服汚染の作業			更衣設備を設けること				
被服湿潤の作業			被覆の乾燥設備を設けること				
休 養	休 憩		19	休憩の設備を設けるよう努めること			
	夜間の睡眠、仮眠		20	睡眠または仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講ずること		
	50人以上または女性30人以上		21	臥床することのできる休憩室または休憩室または休憩所を設けること	男性用、女性用に区別すること		
	持続的立業		22	いすを備え付けること			
救急用具の備え付け			23	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと		